

イギリスにおける破綻主義離婚法の成立と展開（二）

浦 本 寛 雄

目 次

- 一 離婚法改革の世界的展開とその背景
- 二 イギリスにおける破綻主義離婚法の成立
 - （一） 前史——破綻主義離婚法の胎動——
 - （二） 膠着状態からの脱却——カンタベリー大主教グループの譲歩——
 - （三） 法律委員会の攻勢——その見解の優位性——
 - （四） 破綻主義離婚法の成立——その経過が示唆するもの——（以上本号）
- 三 イギリスにおける破綻主義離婚法の展開

イギリスにおける破綻主義離婚法の成立と展開（一）

一 離婚法改革の世界的展開とその背景

イギリスでは、一九六九年の離婚法改革によって新しい型の破綻主義、すなわち、婚姻関係の破綻のみを唯一の離婚原因とするいわゆる積極的破綻主義の離婚法を採用した。この離婚法改革は、「純粹な破綻主義立法」(pure nonfault statute)⁽¹⁾として全米各州の以後の離婚法改革をリードしたカリフォルニア州の同年の離婚法改革に大きな影響を与えるものとなったし、同時に、ヨーロッパにおける離婚法改革の先駆けともなった。イギリスでは、さらに、一九九六年に至り、家族法(Family Law Act)の制定により、調停制度(mediation)の導入などを主な内容とする離婚法改革を再び実施している。イギリスの離婚法改革は、このように、まことにダイナミックである。

こうして、イギリスに始まりカリフォルニア州がこれに倣った離婚法改革は、以後、全世界を席捲する画期的展開へと発展することとなった。この世界的展開の主な動きを瞥見するならば、以下のとおりである。

すなわち、イギリスとカリフォルニアの離婚法改革の翌年である一九七〇年にはイタリヤで離婚法が制定され、七一年にはオランダで離婚法が改正されているし、七三年のスウェーデン離婚法改正、七四年のベルギー離婚法改正、七五年のフランス離婚法改正、七六年の西ドイツ離婚法改正、七七年のポルトガル離婚法改正とブラジル離婚法制定、七八年のオーストリア離婚法改正というふうに次々と続くのである。この時期が、「世界離婚法史の一大変革期」と呼ばれる所以である。

アメリカ合衆国では、一九八五年のサウス・ダコタ州を最後に、五一ある州と自治区のすべてから、有責原因のみを定めた離婚法が一掃された。

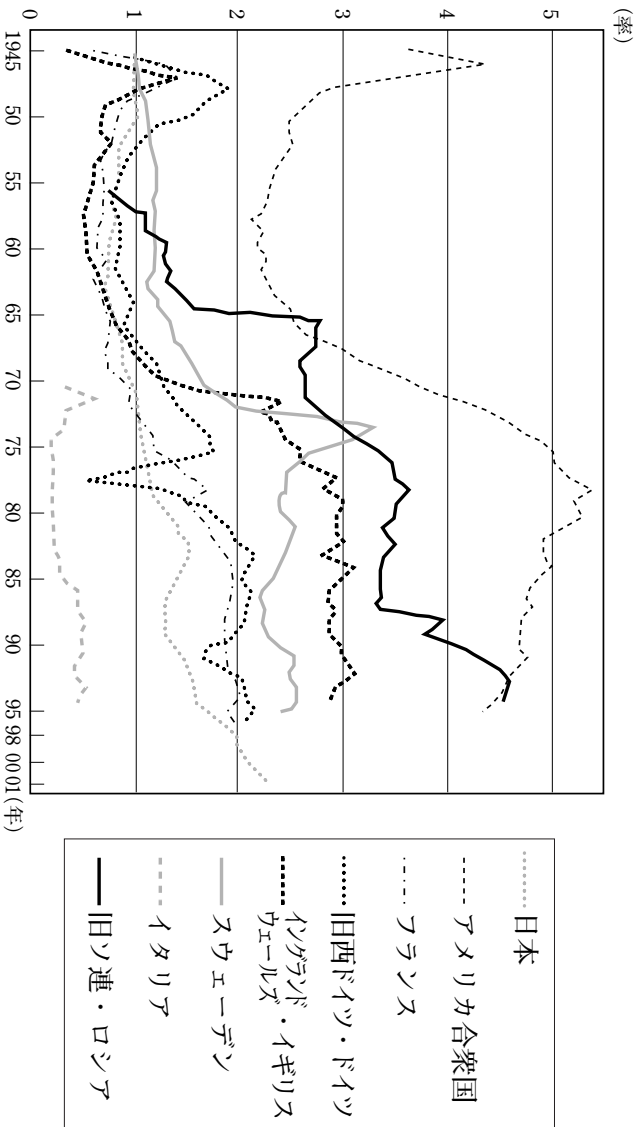
日本も、また、この例外ではない。時期こそ大きく遅れたものの、一九九六年に法制審議会が法務大臣に答申した「民法の一部を改正する法律案要綱」には、「夫婦が五年以上継続して婚姻の本旨に反する別居をしているとき」(第七の一の④)、および、「婚姻関係が破綻して回復の見込みがないとき」(同⑤)というかたちで破綻主義条項が離婚原因中に掲げられている。

このような諸国における離婚法改革の結果は、型こそ三つに分かれるものの、いずれも破綻主義離婚法への移行であることに変わりはない。三つの型とは、その第一は、有責主義・破綻主義併存型であり、その第二は、有責主義全廃・積極的破綻主義移行型であり、その第三は、消極的破綻主義廃止・積極的破綻主義移行型である。⁽³⁾

以上のような離婚法改革の世界的展開は、近・現代離婚法展開における第三のエポックと位置づけられるものでもある。すなわち、宗教改革以後の婚姻非解消主義から有責主義離婚法への移行(第一のエポック)、一九〇七年のスイス民法一四二条に始まる消極的破綻主義離婚法への発展(第二のエポック)、そして、以上に見たような積極的破綻主義離婚法の世界的規模で一斉の登場、すなわち、第三のエポックと位置づけられるのである。まさに、世界離婚法史における一大画期である。

それでは、この世界の離婚法展開における第三のエポックは、世界の離婚現象にどのように反映されたのであろうか。この点を、世界の主要国の離婚率の変遷として見たのが、図Iである。

図1 《戦後の世界主要国の普通離婚率の推移》(人口1,000人当たり)



(資料) 厚生省「人口動態統計 上巻」; 国際連合「世界人口年鑑」48巻・1996年による。

右の図Iからは、主な特徴として、次の三点が読み取れる。

その第一は、第三のエポックを境に、世界の諸国の離婚率のはっきりと上昇傾向を示していることである。

その第二は、日本が今日では、もはや離婚後進国ではなくなっていることである。じわじわと上ってきた日本の離婚率は、やがてドイツおよびフランスと並び、今日では両国を上回っているのである。

そして、次の第三の特徴が重要である。かつて「離婚王国」と蔑まれたアメリカ合衆国の離婚率は、確かに一九七九年には五・三六と他の国々を大きく引き離す勢いを見せたが、これをピークに以後確実に減少していることである。このアメリカにおける離婚減少の背景を示す次の資料は貴重である。

一九九七年六月一九日付のポストン・グループ紙生活・文化版は、Divorce backlash¹⁾という大見出しで五頁に及ぶ特集記事を掲載した。アメリカの前年の普通離婚率が四・四と一九七三年以来最低となったことをうけて、色々な角度から離婚防止への人々の試み取材した記事である。注目されるのは、この記事が離婚減少の原因として挙げてある次の四点⁽⁴⁾である。

その第一は、合衆国で家族および婚姻セラピストの数が五万人に達し、一九七〇年以来五〇倍に増員されていることである。その第二は、スマート結婚・幸せ家族博覧会が五月にワシントンD・Cで開催され、その企画の一つとして、五百人の専門家を対象に離婚防止に関して七四時間に及ぶセミナーが実施されたことである。

その第三は、アメリカ法律家協会の企画する婚姻保護三カ年計画に三千人以上の法律関係者が資金援助を行ったことである。その第四は、聖職者によって取り組まれ、望ましくない婚姻を事前に防ごうとする婚姻保護運動が六四市に広がったことである。この運動というのは、ポストン大学ロー・スクールのキャサリン・シルバウ(Katharine Silbaugh)助教授(家族法担当)

の説明によると、若すぎる婚姻あるいは交際期間が極端に短い衝動的婚姻など不安定要因を伴いがちな婚姻をしようとする者たちに熟考を促す聖職者による運動であるという。

図Iに見られるアメリカ合衆国の離婚率の一九八〇年以降の顕著な減少傾向の背景には、このような社会的取組みがあるというのである。もはや離婚後進国ではなくなつたわが国の離婚問題にもかかわつて、われわれが深く心に留めるべき観点であろう(イギリスが、先に述べたように、一九九六年のFamily Law Actによつてmediationの導入に踏み切つた背景にも、離婚率の増加傾向に抗して、防げる離婚は防ぎたいという意図があることについては、後に述べる)。

さて、以上に見てきたような一九六〇年代末から七〇年代以降にかけての離婚法改革の一斉の世界的展開の背景には、何があるのだろうか。この改革は、何に促され、また、何に応えようとしてこれほどの展開となつたのだろうか。

この点を考えるうえで、カナダの社会史学者エドワード・ショーター(Edward Shorter)が一九七五年に提起した観点が注目に値しよう。ショーターは、欧米諸国における近代家族の形成過程を独自の方法で調査・究明する中で、一九六〇年代から七〇年代にかけて男女関係における「第二次性革命」と特徴づけられる程の顕著な変遷が認められる、と指摘する。すなわち、男女の出会いの「匿名性」(anonymity)とその結び付きの「情緒性」(romance)を特徴とする男女関係の在り方の変化がこの時期に画期的な進展を遂げている、⁽⁵⁾ というのである。わたくしが、この指摘に注目するのは、この指摘が、わが国における一九七〇年代以降の婚姻と離婚に関する国民の意識の顕著な変化とも基本的に符合するからである。

わたくしは、日本の戦後も一九七〇年代を境として前期と後期にはつきりと時期を分けなければならない、と考えている。⁽⁶⁾ この観点から、先に、後期戦後における国民の婚姻観と離婚観の特徴を、各種調査の結果を総合して捉えたことがある。⁽⁷⁾ その

概要は以下のとおりである。

すなわち、まず、婚姻観から見るならば、その特徴は、次の二点に表れている。その第一は、現代の婚姻における主体性・自律性の向上である。その第二は、婚姻関係における情緒性・対等性の増大である。

第一の特徴は、まず、見合結婚から恋愛結婚への配偶者選択手段の画期的転換に表れている。すなわち、一九六七年以前には見合いが主流であったのが、以後逆転が進み、一九九一年には見合結婚一三％に対して恋愛結婚が八七％と圧倒的に優勢となって、今日に至っている。

さらに、女性にとって婚姻とは「嫁ぐもの」ではなく、「二人ではじめるもの」、「創るもの」とする意識も一般化してきており、さらに、「結婚を望む理由」、「結婚についての考え方」、「配偶者決定時における「自分の意志」において、特に女性につき主体的・自律的意識の向上が顕著である。

第二の特徴は、配偶者選択基準において愛情、性格（人柄）、健康などの個人的属性が圧倒的に優位を占め、家柄、父の職業、財産などはまことに影の薄い存在となっていること、婚姻関係の在り方も、「夫唱婦隨・内助の功型」より、「パートナーシップ型」、「友だち夫婦型」への志向が顕著化していること、さらに、子ども中心の家庭より夫婦中心の家庭が望ましいとする意識が増加していること、などに表れている。

次に、離婚観の特徴は、第一に、離婚をタブー視しない意識の増加、第二に、離婚に対するイメージの積極化に表れている。第一の離婚をタブー視しない意識の増加は、一九九七年暮れに、朝日新聞社がアメリカのハリス社の協力を得て実施した日米共同世論調査の結果によく表れている。

これによると、「結婚相手とうまくいかないときは、離婚してもよいと思うか」という質問に対して、「離婚してもよい」が六一%、「そうは思わない」が三一%と肯定が否定の二倍となり、同社の八八年調査の結果では肯定と否定が四五%と並んでいたのと大きな違いを示した。この点について同社の分析は、「二〇年ほどの間に離婚観が大きく変化した様子が見えられた」と驚きを表明している。同時に、注目すべきは、肯定六一%の内訳である。「八八年に『よいと思う』が半数を超えたのは、二、三〇代の若い世代だけだったが、二〇代から五〇代までの層で軒並み六〇%を超え、六〇代でも五三%。特に二〇代から三〇代にかけての女性と三〇代の男性では『離婚してもよいと思う』が七割を超えた」ことである。

さらに、米国では肯定六四%、否定三五%となっていて、「この質問では、日米の違いはあまり出なかった」とも指摘されているのである。新聞社も驚くほどの、離婚観の変化振りである。

第二の離婚に対するイメージの積極化は、次の調査の結果によく表れている。

この調査は、「あなたは離婚という言葉からどのようなイメージを想像されますか」と問い、プラスイメージの言葉七、マイナスイメージの言葉八の中から三つまで選ばせているが、その結果は、未婚女性で、「失敗」、「再出発」、「決断」、「破滅」、「勇氣」の順、既婚女性でも、「失敗」、「勇氣」、「再出発」、「決断」、「生活力」の順となり、「再出発」、「勇氣」、「決断」などが上位を占めただけでなく、全体でもプラスイメージ(二五二%)がマイナスイメージ(二二四・七%)を上回った。

この調査結果は、「結婚同様、離婚であっても、あくまで人生のひとつのステップとして冷静に受けとめていく」という考え方のあらわれ」と分析されている。

以上のような一九七〇年代以降のわが国における婚姻観および離婚観の特徴は、先に見たショーターが指摘する特徴と高い

対応性を示している。すなわち、婚姻観の第一の特徴はショーターのいう「匿名性」にほかならないし、婚姻観の第二の特徴はショーターのいう「情緒性」そのものであるうえ、離婚観の二つの特徴ともこの「情緒性」の反面であることは明らかである。

また、朝日新聞社がアメリカのハリス社の協力を得て実施した日米共同世論調査の結果でも指摘されたように「日米の違いはあまり出なかった」し、イギリスの一九九八年の調査結果でも、「不幸な結婚よりも離婚の方がましだ」と答えた者が成人の一〇人のうち四人にのぼったこと⁽⁸⁾などからも、以上に見た婚姻観および離婚観の特徴、あるいは、ショーターの「匿名性」および「情緒性」という指摘は、世界に共通性の高いものとして、第三のエポックと呼ばれる離婚法改革の世界的展開の背景にある人々の意識の変化を、その限りにおいて、捉えきれているといえるであろう。

以上に見た七〇年代以降の離婚法改革の世界的展開は、このような人々の意識の変化に促されつつ、あるいは、このような人々の意識の変化に応えようとして達成されたという一面を有するものであることは、確実である。

- (1) Mary Ann Glendon, "The Transformation of Family Law" (1989), p. 189; cf. Doris Jonas Freed and Timothy B. Walker, "Family Law in the Fifty States: An Overview", *Family Law Quarterly*, Vol. 20, No. 3 (1986), pp. 460 et seq.; Herbert Jacob, "Silent Revolution: The Transformation of Divorce Law in the United States" (1988), pp. 43 et seq.
- (2) Herbie DiFonzo, "Paradox of Change: The English Background to the California Divorce Revolution", *Lincoln Law Review*, Vol. 22, No. 1 (1994), pp. 32 et seq.; Max Reinstein, "Marriage Stability, Divorce, and the Law" (1972), pp. 375 et seq.
- (3) 浦本寛雄『離婚法の変動と思想』(法律文化社、一九九九年)二九四頁。なお、他の分類として、利谷信義ほか編『離婚の法社会学』(東京大学出版会、一九八八年)八頁以下「利谷」参照。

(4) このポストン・グローブ紙の特集記事は、離婚減少の原因として本文に取り上げた四点のほかに、いま一点を加えている。それは、二〇数州において簡易かつ迅速な離婚を可能とする破綻主義離婚法を修正または廃止する法案が提出されている、というものである。確かに、アメリカでは、近年、伝統回帰指向の逆流現象が生じていることは、事実である。現に、ルイジアナ州では、この種の「誓約婚姻法」が一九九七年八月に成立しており、この法律では離婚原因に有責事由を復活させ、離婚原因としての別居期間も六ヶ月から二年に変更されている。この婚姻法施行以来、この「誓約婚姻」を選択した新婚夫婦は一日に満たないものの、二〇もの州議会からこの婚姻法についての問い合わせが殺到してブームを呼ぶかの勢いを示し、この新法を提案した共和党保守派のトニー・パーキンズ州下院議員は、「児童虐待、一〇代の妊娠、子供の貧困はすべて家庭の崩壊が原因。離婚が減れば、問題はたちどころに減る」と高言していると報じられている(朝日新聞「西部本社版」一九九八年五月二二日付朝刊八頁)。学界でも、このような動きに対して強い警戒感が表明されている (cf. Laura Bradford, "The Counterrevolution: A Critique of Recent Proposals to Reform No-Fault Divorce Laws," *Stanford Law Review*, Vol. 49, No. 3 (1997), pp. 607 et seq.)。この逆流現象が離婚法改革に対抗するアメリカ保守派の反動の流れを汲むものであることは、彼の地の学説が指摘するところであろう。しかしながら、この点は除くとして、本文に取り上げた他の四点は、わが国でも参考にされてよいと思われる。わが国では、離婚の防止が法の任務ではなく、主として教育と宗教の任務であることは、穂積陳重が、早くも一八九六(明治二九)年一月八日開催の第一四九回法典調査会において力説していた(浦本・前掲書四二頁以下参照)。わが国でも、今日、もはや離婚後進国ではなくなっていることも、本文で指摘した。アメリカでも、一九六〇年の離婚率は二二・二に落ちたのである (cf. Mary Somerville Jones, "An Historical Geography of the Changing Divorce Law in the United States" (1987), p. 154)。

日本がアメリカ並になるというつもりはないが、「離婚王国」と蔑まれるアメリカでのさまざまな社会的取り組みをもって他山の石とすべき時期をわが国もすでに迎えていることに、疑問の余地はなからう。わが国でも、国民の離婚観において、離婚に対するイメージの積極化が確実に進行しつつあることも本文で述べたが、留意すべきは、イメージの第一位が既婚、未婚を問わず「失敗」であることである。この「失敗」を防止するための各種の社会的取り組みの強化は、わが国の国民の歓迎するものでもあるのであろう。離婚を単にプライベートな問題とせず、また、アメリカに見られるような伝統回帰指向に陥ることもなく、一九世紀末にすでに穂積陳重が説いた観点に正しく立脚した離婚防止Ⅱ婚姻尊重へ向けた各種の社会的取り組みの本格的展開が、今日、すでにわが国でも喫緊の課題となっていることは明らかであろう。

- (5) E. Shorter, "The Making of Modern Family" (1975), pp.161-167.
- (6) 浦本寛雄『家族法』(法律文化社、二〇〇〇年)一六頁以下参照。
- (7) 詳しくは、浦本・前掲注(3)七九頁以下参照。
- (8) National Statistics, "Social Trends", No.31(2001), p.48.

二 イギリスにおける破綻主義離婚法の成立

(一) 前史——破綻主義離婚法の胎動——

イギリスの破綻主義離婚法は、その誕生こそ一九六九年の改革を待たなければならなかったものの、破綻主義離婚法の採用へ向けてのいわば胎動は、かなり早い時期に始まっていた。

第二次大戦後のイギリスにおける離婚法改正問題の本格的な議論は、一九五一年に離婚法等の調査を命じられた王立委員会(Royal Commission on Marriage and Divorce——いわゆるモートン委員会)の作業に始まっていた。⁽¹⁾この委員会は、一九五六年に発表した報告書“Report 1951-1955”において、「離婚の増加は今後さらに真に憂慮すべき数に達するであろう⁽²⁾」との認識を示したうえで、婚姻崩壊問題の要因とこの問題に対処すべき方策について、次のように述べている。

まず、婚姻崩壊問題の要因として、次の六点を指摘する。⁽³⁾

その第一は、生活関係の複雑化に伴う夫婦間の不和の原因と可能性の増加、婚姻生活の開始を妨げる住宅不足、子の出産を遅らせる傾向、思慮に欠けがちで実際に離婚率も高い若年婚姻の増加などによる婚姻の危機のかつてない増大である。

その第二は、教育の普及、生活水準の向上、そして、女性の社会的・経済的制約からの解放の結果生じた婚姻に対する要求の高度化と夫婦平等の観念の発達に伴う新たな緊張の発生である。

その第三は、婚姻外の性関係に対する伝統的抑制機能の弱化と代るべき新理念の未確立である。

その第四は、婚姻生活上の義務と責任の観念の稀薄化傾向である。

その第五は、離婚に対する社会的反応の変化とその関係者への影響である。

その第六は、婚姻に関するこのような見通しの漸次進展とそれの婚姻の全般的安定に対する脅威である。

そして、このような婚姻崩壊問題に対処すべき方策については、離婚をさらに困難にすることは、この問題の改善策とはなれないと考える、問題の本質はどのような方策によつては到底対処しきれないほどに根の深いものであるし、「世論」(Public opinion) が離婚の制限を支持するとみられる証拠は全くないとしたうえで、問題への対処の方策の基本を、次のように指摘したのである。

「事態を改善に導く真の方策は、義務を果す意思、婚姻を終生の結合とする決意および子に対する正しい責任の自覚の涵養・強化にこそ向けられるべきであると確信する。この目的は、広い意味での教育、すなわち、婚姻前の特別な教育、および、婚姻後のガイダンスと破綻に瀕した場合の調停のための施策の整備によつて、はじめて達成され得るものである」⁽⁴⁾——と。

「この目的は、広い意味での教育……によって、はじめて達成され得るものである」という基本的観点こそは、後にイギリスにおける離婚法改革の徹底性と柔軟なダイナミズムを可能にした源泉となるものである。

離婚法に破綻主義を導入しようとする動きも、この報告書の中にはつきりと表れている。この動きは、しかしながら、この委員会では、意見が真つ二つに分かれた。⁽⁵⁾

九名の委員は、七年以上の別居を他の配偶者の反対がないことを条件として離婚原因に加えることを提案し、その理由として、次の諸点を挙げた。

すなわち、①社会的諸変化の急速な進行と社会の伝統的諸慣習に対する宗教思想の影響力の衰退の中で、離婚は、もはや婚姻義務違反に対する制裁ではなく配偶者の一方に対して認められるその苦難からの解放の手段と考えられるようになってきていること、②このような考え方は、現行法上も精神病離婚についてすでに承認されていること、③現行法上の有責主義は、実際に最も不誠実、不正直かつ無神経な者に味方する傾向を有していること、④婚姻解消の原因を婚姻の完全な破綻に求めることによつて、真の終生の結合としての婚姻が強調され、真実の婚姻に対する尊重の思想はかえつて高められること、などである。

この九名中の四名の委員は、さらに、七年以上の別居は他の配偶者の反対がある場合でもその別居が他の配偶者の正当な理由に基づかない行為にその一因があるときには離婚原因とするのが一層望ましいとし、その理由として、多くの不適法婚 (illicit union) が終生の幸福な婚姻の可能性と子の福祉のすべての条件を備えながら適法な婚姻となりえないことの個人と国家にとつての有害性やニュージーランドではこの種の離婚原因がすでに国民の大多数の支持を得ていることなどを指摘した。

これに対して、一名を除く他の九名の委員は、次の理由から、この提案に反対した。

すなわち、①有責主義の維持こそは社会の最善の利益に合致すること、②善を強化し悪を抑制するのが法の本来的任務であること、③離婚原因の重要な変更は広範な国民的要求でないうえ、変更を求める例外的事例に対処するための法の拡張は婚姻の状態に重大な弊害をもたらす結果となること、などである。

この後者の反対意見は、「法の教育的機能」に強い期待を寄せるカンタベリーの大主教を中心とする勢力の支援を受けた。⁽⁶⁾一方、前者の提案に表れる離婚法改革の動きは、一九六三年にはエイブズ議員による七年の別居後の離婚を認める条項を含む法律案の国会提出へと発展した。しかし、この条項は、削除を余儀なくされた。⁽⁷⁾

以上のように、破綻主義離婚法の採用への動きは、戦後ほどなくして始まりながらも、結局、膠着状態の中でその実現を久しく阻まれたのである。

(二) 膠着状態からの脱却——カンタベリー大主教グループの譲歩——

このような膠着状態から脱却する直接のきっかけとなったのは、一九六六年にカンタベリーの大主教グループ (A Group appointed by the Archbishop of Canterbury) が発表した報告書“Putting Asunder”であった。

この報告書は、有責主義か破綻主義かの選択は結局は二つの「罪悪の選択」(a choice of evils)の問題にほかならないとの観点から、社会の現状からするとき破綻主義をもって「より小さな罪悪」とせざるをえないとして、破綻主義支持の立場を表明した。⁽⁸⁾

同時に、この報告書は、この破綻主義による離婚の裁判は、いわば「検死」のようなものであって、したがって、裁判所は、婚姻関係の「死亡」の事実と原因を審理しなければならぬとして、いわゆる「審理された破綻」(breakdown with inquest)の採用を唱えた。⁽⁹⁾

大法官は、直ちにこの報告書の検討を新たに設置された法律委員会 (The Law Commission) に付託した。⁽¹⁰⁾

(三) 法律委員会の攻勢——その見解の優位性——

法律委員会は、その年のうちに検討の結果をまとめた報告書『The Field of Choice』を発表している。

この報告書は、右の大主教グループの唱える「破綻」について、婚姻共同生活が終了し当事者の和解が不可能と確信される場合、その婚姻は現実にはすでに破綻しているのに、裁判所にさらに時間と費用をかけた詳細な審理を要求するという基本的欠点を有していると批判して、この「破綻」の採用を拒むとともに、代わるべき破綻概念として、別居期間の証明と反対証拠の不存在によって判断される破綻、すなわち「審理されない破綻」(breakdown without inquest)を、合意離婚および別居原因とともに、離婚法改正が拠り所とすべき選択肢として提案した。⁽¹¹⁾

注目すべきは、この提案の前提にある法律委員会の問題の捉え方と課題への対処の視点である。離婚増加の原因、離婚法の目的、離婚法改正の基本的視点と「基礎的前提」などに関して、この報告書は、概略次のように述べている。

まず、離婚増加の原因に関して、今世紀における離婚の増加が、イギリス人の家族生活の崩壊と道德水準の低下の証拠のよ

うに見られがちであることに對して、次の三点を主張する。⁽¹²⁾

その第一は、離婚数の増加は、それが離婚に行き着く崩壊家庭の割合の増加を表しているだけなら特に問題はないのであって、それが警戒を要するものとなるのは、崩壊家庭そのものの増加を意味するようになったときだけであるとする。

その第二は、崩壊家庭の増加でさえ、破綻の危機を伴いがちな婚姻の増加を意味しているにすぎないと考えられるとする。

その第三は、たとえ破綻した婚姻の割合が高くなつたとしても、それは、単に婚姻がますます多くの危機に直面するようになったことによるのであって、婚姻尊重の思想や道徳水準の低下があるからではないと考えられるとする。

そして、右の主張のそれぞれについて、さらに以下のように述べる。⁽¹³⁾ まず、主張の第一については、次の諸点を指摘する。

すなわち、①離婚は婚姻破綻の一つの選択的帰結にすぎずないこと、②離婚は婚姻破綻の結果であつてその逆ではないこと、③新たな夫婦関係を築こうとする者が「不義の關係」(“living in sin”)よりは法的關係を望んで離婚する場合、この離婚はむしろ婚姻尊重思想の強さを表していること、④離婚が社会的に有害であると確実にいえるのは、法的結合が全く目的を達しえないことを当事者が予め知っていたならば起きなかつた家庭崩壊を離婚の可能性がもたらす場合についてのみであること、⑤どの統計資料からどこまでが婚姻破綻の主な原因であるかは明らかにされ得ないし、崩壊家庭の総数さえ把握できないこと、などである。

主張の第二については、①今世紀中に既婚婦人の数が二倍以上に達するという婚姻数の画期的な増加が現実に生じていること、②この現象は、総人口の増加に限らず、婚姻人口の割合の増加と婚姻の若年化にも基因していること、③離婚数が婚姻人口以上の急速な上昇を示したのは当然であるが、このことは、必ずしも崩壊家庭の割合の増加を意味せず、破綻した婚姻の割

合の増加よりはむしろ離婚の早期化がはるかに重要な原因をなしていることが確實であること、などを指摘する。

主張の第三については、破綻した婚姻の割合が高くなったとしても、それが必ずしも道徳水準の低下を意味しない理由として、婚姻が危機に見舞われる期間の長期化、および、危機そのものの増加を挙げ、前者について、婚姻の若年化と寿命の伸長によつて婚姻の平均継続期間が前世紀の二倍となつた結果、婚姻が危機に見舞われる期間もその分長期化したとする。

後者については、①住宅不足によつて多くの若い夫婦が家のない困難な初期の婚姻生活を強いられており、この困難は夫婦の年齢が低いほど堪え難いものとなること、②妻の婚姻生活の半分が出産と育児の終了後となつたこと、③家族計画と家事の機械化によつて妻が完全雇用者として就業でき夫から経済的に独立できるようになつたこと、などを指摘し、これらによつて婚姻の危機そのものが増加したとする。

また、優れた離婚法の目的として、婚姻の安定性を強固にすること、および、婚姻が回復不能なまでに破綻した場合に、最大の公正と最小の苦痛、窮迫および恥辱をもつて法的形骸の解消を可能にすることの二点を挙げた⁽¹⁴⁾うえで、次のように述べる。「これら二つの主要な目的以外に、いまひとつ重要な必要条件がある。それは、離婚法は国民から受け容れられ、かつ、重んじられるものでなければならぬ、ということである。離婚法は、すべての国民に直接間接に影響を及ぼす卓越した法分野であるからである。⁽¹⁵⁾」

さらに、解決を求められている主な問題点として、次の四点、すなわち、第一に、調停の促進の不十分、第二に、安定的不適法婚の広範化、第三に、「経済的弱者である配偶者（通常は妻）に対する『不正義』（injustice）」⁽¹⁶⁾として、第四に、崩壊した婚姻の子に対する保護の重大な不備を指摘する。

そのうえで、離婚法改正に臨む基本的視点として唱える次の点は、法律委員会の見解の優位性を如実に示している。

すなわち、「離婚法改正における選択の範囲を画するに当たって、われわれは、現在のわが国における国民の間の慣行 (social habit) と世論 (public opinion) に関する厳然たる事実から出発しなければならぬ⁽¹⁷⁾」とするのである。

そして、「明らかに現実的であり、かつ改正に枠組を与えるものでありながら、しばしば見落されがちなる事項」として挙げられた改正のための「若干の基礎的前提」は、いずれも右の基本的視点における「国民の間の慣行」と「世論」に関するものとなっている。次の八点が、それである。

その第一は、世論は、離婚することを一層困難にしたり離婚に要する期間をさらに長期化させることに対しては、その結果相当数の婚姻が回復されることが明らかにされない限り、一切これを受け容れようとしなざらざらであろうこと。

その第二は、当事者間における和解の可能性が離婚の訴えの提起までに皆無に等しくなることは、経験に照らして明らかであること。

その第三は、離婚が認められようと認められまいと、今日の状況では、夫婦は生活が堪えられなくなったら別れるであろうし、現行法上の別の名称への変更の容易さは新たな「婚姻」を簡単に登場させるのであって、そこに子が生まれた場合、その子は非嫡出身分にまつわる恥辱の主たる被害者となること。

その第四は、離婚は両親に限らず子にも深刻な影響を及ぼすこと。

その第五は、婚姻破綻は一般に離婚原因たる有責行為に先行すること。

その第六は、世論は、離婚訴訟手続に要する費用総額を倍増させる提案を歓迎せず、そのような費用はマリッジ・ガイドン

スや調停などの他の目的のために用いる方が望ましいと考えること。

その第七は、世論は、同様に、王代訟人部局の大幅拡大あるいは離婚訴訟で提出された証拠の真偽を審査する公務員の大幅増員も歓迎しないこと。

その第八は、経済的弱者たる当事者の真実かつ自由な合意を確保し、また、当事者とその弁護士による経済的取り決めに証明するためには独立の確認手続がなければならぬのであるから、当事者の合意のみを要件とするいわゆる「郵便局離婚」(Post Office divorce) は、子の有無に拘わらず、受け容れられないこと、の八点である。

(四) 破綻主義離婚法の成立——その経過が示唆するもの——

法律委員会の見解は、このように、大主教グループの見解と対立した。その後、両者は協議を重ね、その結果、翌年(一九六七年)に両者の間に合意が調った。⁽¹⁸⁾ ウイルソン議員は、合意の成果を改正法案として国会に提出し、幾多の議論の末に、⁽¹⁹⁾ 「わが国の離婚法の歴史の中で最も過激⁽²⁰⁾」とされる改正離婚法が一九六九年に成立したのである。

この離婚法は、回復し難い婚姻破綻を唯一の離婚原因とする(一条)とともに、この破綻は、(a)同居に堪えない姦通、(b)同居を期待できない行為、(c)二年以上の遺棄、(d)離婚合意がある場合の二年以上の別居、(e)五年以上の別居、の五つの事実のうちの一つ以上が存在する場合に認められる(二条)、と定めた。

イギリスにおける画期的な離婚法改革は、こうして、ようやく達成され、破綻主義離婚法が誕生したのである。

イギリスの一九六九年改正離婚法の成立の経過とそこに現れる離婚法改革の背景の概要は、以上のようなものである。ここからは、多くの示唆が得られるであろう。特に、次の四点が重要である。

その第一は、王立委員会も法律委員会も、婚姻崩壊問題の要因あるいは離婚増加の原因を手がかりとして、社会とともに変化する婚姻・離婚問題の実態を把握し、それを前提として離婚法の課題を捉え直すとする視点を一貫して採用していることである。

その第二は、王立委員会が、事態を改善に導く目的は、離婚をさらに困難にすることではなく「広い意味での教育……についてはじめて達成され得る」として、法の任務と教育の任務を原則的に分ける視点をいち早く確立していることである。破綻主義の導入をめぐるこの委員会内部の意見の対立や後の大主教グループと法律委員会の見解の対立がありながらも、最終的に画期的な離婚法改革への展開を可能にしたキーポイントの一つは、早い時期におけるこの視点の確立にあったと考えられる。

その第三は、王立委員会が、離婚の一層の困難化を事態への対処の方策から排除する理由を実態に表れる問題の本質の根の深さと「世論」が支持するとはみられない点に求め、法律委員会も、「婚姻尊重思想の強さ」を指摘しながら、離婚法改正に臨む基本的視点を「離婚法改正における選択の範囲を画するに当たって、われわれは、現在のわが国における国民の間の慣行と世論に関する厳然たる事実から出発しなければならぬ」と提起していることである。ここには、「世論」に表れる婚姻と離婚に関する国民一般の意識、すなわち、婚姻観・離婚観とその現実の家族関係への反映としての「国民の間の慣行」を離婚法改正作業が依拠すべき基盤と捉える視点を基本に据える姿勢がはっきりと表れている。

その第四は、法律委員会が解決を求められている主な問題点として、子の保護の問題とともに「経済的弱者である配偶者（通常は妻）に対する『不正義』」を指摘して、破綻主義導入の要請と配偶者保護の要請の統一的把握を離婚法改正の課題として掲げていることである。

これらのイギリスにおける離婚法改革の経過が示唆するものは、この改革の画期性を可能にした要因であっただけでなく、この離婚法の以後の展開を見通すうえでも重要な点である。

- (1) この委員会が一九五一年にホワイト議員による七年間の別居を原因として離婚を認めようとする法案の提出をきっかけとして設置されたことなどの経緯については、cf. B. H. Lee, "Divorce Law Reform In England" (1974), pp. 26-27; "Report of the Committee on One-parent Families", Cmnd 5629 (1974), para. 4.30, etc. また、古くから一九七〇年代へかけてのイギリスにおける離婚問題と離婚法の変遷は、右の報告書の六四頁以下に要約的に示されている。なお、J. Haskey, "Trends in Marriage and Divorce in England and Wales: 1837-1987", Population Trends, No. 48 (1987) は、一八三七年以来の一五〇年間にわたる婚姻及び離婚問題の変遷を各種の統計資料に基づいて分析している。

- (2) Royal Commission on Marriage and Divorce, "Report 1951-1955", Cmnd. 9678 (1956), para. 42.

- (3) Ibid., paras. 43-49.

- (4) Ibid., para. 51.

- (5) Ibid., paras. 65-71. ただし、第三の意見を唱えた一人の委員は、最終的には破綻主義の導入に反対する意見に賛成したので、結

イギリスにおける破綻主義離婚法の成立と展開 (一)

果的に反対派が多数を占めた (cf. *ibid.*, para. 1204(4))。

- (6) 川田昇「イギリス新離婚法成立過程における教会の立場——モートン委員会における国教会、カトリック教会の意見を中心として——」法社会学 三三号 (一九七一年) に詳し。 Cf. "Report of the Committee on One-parent Families", *op. cit.*, para. 4.31.
- (7) Lee, *op. cit.*, pp. 32-35; C.M. Creney, "Principles of Family Law", 4th ed. (1984), p. 103; P.M. Bromley & N.V. Lowe, "Bromley's Family Law", 7th ed. (1987), p. 173; cf. "Report of the Committee on One-parent Families", *op. cit.*, para. 4.37.
- (8) "Putting Asunder: A Divorce Law for Contemporary Society: The Report of a Group appointed by the Archbishop of Canterbury in January 1964", S. P. C K (1966), para. 68.
- (9) *Ibid.*, para. 84.
- (10) S.M. Creney, "Element of Family Law" (1987), p. 25; cf. "Report of the Committee on One-parent Families", *op. cit.*, para. 4.38.
- (11) The Law Commission, "Reform of the Grounds of Divorce: The Field of Choice", Cmnd. 3123 (1965), paras. 71-76, 120(6).
- (12) *Ibid.*, para. 5.
- (13) *Ibid.*, paras. 6-8.
- (14) *Ibid.*, paras. 13-17, 120(1).
- (15) *Ibid.*, para. 18.
- (16) *Ibid.*, paras. 29-51, 120(3).
- (17) *Ibid.*, para. 52.

- (18) Lee, *op. cit.*, pp. 88, 235-240.
- (19) *Cf. Ibid.*, pp. 90 et seq. なお、緒方直人「一九六九年イギリス離婚改正法——破綻主義理解のための準備作業——」九大法学二六号（一九七三年）一九〇頁以下も国会での成立の経過に論及している。
- (20) “Report of the Committee on One-parent Families”, *op. cit.*, para. 4. 42.
- (21) *Cf. Creutz*, “Principles of Family law”, *op. cit.*, p. 106; *Bronley & Lowe*, *op. cit.*, p. 173.